

札幌市一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）実施要綱

（平成 27 年 3 月 31 日子ども未来局長決裁）

一部改正 平成 29 年 7 月 7 日

一部改正 平成 31 年 4 月 1 日

一部改正 令和 4 年 6 月 10 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、保護者の就労形態の多様化等に伴う一時的な保育や傷病等による緊急時の保育などの需要に対応するため、幼稚園等の自主的な一時保育への取組みを促進し、もって乳幼児の福祉の増進を図ることを目的とし、札幌市一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）（以下「事業」という。）の実施に関して必要な事項を定める。

（事業実施施設）

第 2 条 本事業の対象となる施設は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律（平成 18 年法律第 77 号、以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園（認定こども園法第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 9 項の規定による公示がされたものを除く）のうち、札幌市が定める基準を満たし、市長が認定した施設（以下「実施施設」という。）とする。

（対象児童）

第 3 条 事業の対象児童は、主として保育所、認定こども園、特定地域型保育事業及び幼稚園等に在籍していない児童であって、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 保護者の短時間労働、職業訓練等により、一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童（以下「就労等による保育児童」という。）のうち、市長が認めた児童。
- (2) 保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急又は一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童（以下「緊急保育児童」という。）のうち、市長が認めた児童。
- (3) 保護者の育児等に伴う心理的又は肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童（以下「私的理由による保育児童」という。）のうち、市長が認めた児童。

（開所日及び時間）

第 4 条 保育時間は、午前 8 時から午後 6 時を含む 10 時間以上とする。

2 休園日は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日まで並びに年度ごとに 5 日を限度として実施施設の設置者が定める日（当該日の 1 か月前までにあらかじめ対象児童の保護者に周知を図った日に限る）とする。ただし、休園日に開所することを妨げるものではない。

3 長期休業中に研修を行う等特段の事情がある場合、実施施設の設置者は前項に規定する 5 日に加え、更に 5 日を限度として必要な範囲内で休園日を定めることができる。ただし、当該日の 1 か月前までにあらかじめ対象児童の保護者に周知を図った日に限る。

（定員）

第 5 条 実施施設の設置者は、第 3 条に定める対象児童に係る定員を、原則として 1 日あたり 9 名以上で定めるものとする。

（職員配置）

第 6 条 実施施設は、事業の実施に当たっては、対象児童の年齢及び人数に応じ、札幌市児童福祉

法施行条例（平成 24 年条例第 62 号。以下「条例」という。）第 182 条第 2 項の規定に準じた保育士又は保育教諭を保育従事者として配置するものとする。

- 2 前項に定める保育従事者のうち、専従の保育従事者の数は 2 人を下ることはできない。
- 3 前項の規定によらず、事業が実施施設と一体的に運営されており、事業を実施するにあたり実施施設に勤務する保育士又は保育教諭の支援を受けることができる場合は、専従の保育従事者を 1 名とすることができる。ただし、その場合においても、保育従事者の人数は 2 人を下ることはできない。

(保育室)

第 7 条 実施施設は、原則として、事業を実施するための専用の部屋を確保するものとする。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、当該施設の空きスペースにおいても実施できるものとする。いずれの場合も、対象児童の年齢及び人数に応じ、条例第 181 条の規定に準じた設備とする。

(事業の実施方法)

第 8 条 実施施設は、対象児童の保護者から希望があった場合には、対象児童に対し給食を提供することができるものとし、保育に当たっては、適宜、実態に合わせて実施するものとする。

- 2 実施施設は、日々の対象児童数等の事業の実施状況について、必要な帳簿を整備しておくものとし、市長が当該帳簿の提示を求めた場合は速やかに応ずるものとする。

(事業の実施手続き)

第 9 条 実施施設の設置者は、実施する事業が本要綱に適合するものとして第 12 条に定める補助金の交付申請を予定する場合には、事業計画について、毎年度市長に協議書を提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

- 2 事業の実施内容を変更しようとする場合には、変更しようとする内容について事前に市長に協議書を提出し、あらかじめ承認を受けるものとする。

(事業の廃止手続き)

第 10 条 実施施設の設置者の都合等により事業を廃止する場合は、実施施設の設置者はあらかじめ対象児童の保護者に十分に説明を実施のうえ、事業廃止の 1 か月前までに市長にその旨書面をもって申し出るものとする。

(利用料)

第 11 条 実施施設は、事業の実施に当たって、保護者に費用負担を求めることができるものとし、費用を徴収する場合には、あらかじめ実施施設において、その負担方法及び負担額（以下「利用料」という。）等を定めるものとする。

- 2 利用料の設定に当たっては、次表に定める児童 1 人当たりの標準利用料を上限に設定するものとする。

「児童 1 人当たりの標準利用料」

対象児童	満 3 歳未満	満 3 歳以上	備 考
非定型的保育児童 及び緊急保育児童	2,000 円	1,200 円	保護者の希望により、給食を実施する場合は、給食代として 300 円を左記利用料に加算する。
私的理由による 保育児童	2,700 円	1,600 円	

(補助金の交付)

第 12 条 市長は、第 2 条に定める実施施設の設置者がこの事業を実施したときは、別に定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(様式)

第 13 条 この要綱に定める事業の実施に必要な様式については、支援制度担当部長が別に定める。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、支援制度担当部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 7 月 7 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 市から補助を受けずに非在園児に対する一時預かり事業を実施している施設が新たに本事業を実施する場合又は保育所が認定こども園へ移行し、新たに本事業を実施する場合は、事業開始年度から 2 年度間に限って、次の経過措置を適用できるものとする。
 - (1) 開所時間について
保育時間は、原則として午前 8 時から午後 6 時のうち 8 時間以上とする。
 - (2) 休園日について
従前の私学助成補助等を受けて預かり保育を実施していた場合は、原則として当該預かり保育の実施日数を下回らない範囲において、市長と協議し休園日を定めることができる。
- 4 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 4 年 6 月 10 日から施行する。